

## 選手、指導者らを対象とした通報相談窓口を開設

2013.07.21

公益財団法人日本セーリング連盟

平成 25 年 4 月 25 日に、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本中学校体育連盟が共同で、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言文」を公表いたしました。その概要は、次のとおりです。

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆(きずな)を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマンティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。(以下、略)

(宣言文全文は、公益財団法人日本体育協会HPを参照ください。)

<http://www.japan-sports.or.jp/index/news/tabid/92/Default.aspx?itemid=2636>

この宣言を踏まえ、今般公益財団法人日本セーリング連盟(以下、連盟という。)は、スポーツ界における一連の暴力問題に真摯に取り組む一環として、「スポーツにおける暴力の根絶」に向けた通報相談処理規程を制定し、通報相談窓口を開設します。通報相談窓口の大きなポイントは、以下の7点です。

- (1) 通報相談窓口を2つ設定し、そのどちらを選択するも利用者の自由とする。
- (2) 利用者の秘密を保持し、不利益とならないよう十分に配慮する。
- (3) 事実であるとの根拠が示される場合は、匿名による通報も受け付ける。
- (4) 利用者は、連盟会員、連盟並びに連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体(以下、「連盟加盟団体等」という。)の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなつてから2年を経過しない者とする。
- (5) 対象とする通報などの内容は、連盟や連盟加盟団体等に関する法令違反、暴言、脅迫等暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど。
- (6) 事実調査により不当行為が明らかになった場合、連盟は、必要な議決を経て是正措置、再発防止策を講じる。
- (7) 通報内容に事実があり必要な措置を執ったのちは、秘密保持に配慮し、通報内容、調査結果、是正措置の内容等を公表する。

連盟の通報相談窓口は、以下の2つとします。

(1) 連盟事務局

住所：〒150-8050 渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

電話番号：03-3481-2357（電話対応時間：平日10時～18時 ※時間外は留守番電話）

FAX：03-3481-0414

メール：[head@jsaf.or.jp](mailto:head@jsaf.or.jp)

(2) 山本隆法律事務所 山本 隆（やまもと たかし）弁護士

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目18番16号 MIビル4階

電話番号：03-3435-0971（電話対応時間：平日10時～18時 ※時間外は留守番電話）

FAX：03-3435-0982

メール：[takashi.ryu.yamamoto@nifty.ne.jp](mailto:takashi.ryu.yamamoto@nifty.ne.jp)

※ 詳しくは、下記のダウンロードリンクにある規程、利用案内（ともにPDF）をご参照下さい。

- [通報相談窓口利用案内（PDF）](#)
- [通報相談処理規程（PDF）](#)